

非開示希望と当事者間秘匿のご案内

旭川家庭 裁判所

相手に知られたくない情報がある場合、以下の2つの手続の利用をご検討ください。

非開示希望

非開示希望とは、相手に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障（生命・身体への危険など）が生じるおそれがある情報について、相手が閲覧謄写（見たりコピーしたりすること）の申請をする場合に備えて、あなたの希望を予め申し出る手続です。

●非開示希望申出書を提出してください。

裏付け資料の提出は原則として必要ありません（裁判官より求められた場合は、提出してください。）。

手数料等の負担はありません。

●あなたを特定する事項（あなたの住所など）だけでなく、それ以外についても申出ができます

当事者間秘匿

当事者間秘匿とは、あなたを特定する情報が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障（生命・身体への危険など）が生じるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

●申立てには以下の①～⑤の提出が必要です。

①秘匿決定の申立書 ②秘匿事項届出書面

③あなたが社会生活を営むのに著しい支障（生命・身体への危険など）が生じるおそれについての裏付け資料

④申立手数料 収入印紙500円

⑤郵便切手1,204円分

（500円2枚、100円1枚、84円1枚、10円2枚）

●あなたを特定する事項についてのみ申立てがで

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を、自分で選ぶんですね。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

書面提出にあたって、留意していただきたいこと。

書面を提出するときは

- ・相手に知られたくないことは書かないでください。
- ・知られたくない部分を黒塗りしてからコピーをして提出する方法もあります。

相手に知られたくない情報を裁判所には見てほしいときは

・提出する書面ごとに、相手に知られたくない部分にマーカーを引いて、かつ、非開示希望申出書を書いて上に載せ、ステープラーで止めて一体として提出してください。

→相手が反論できないので、審判の判断をするための資料にならないことがあります。

→黒塗りしてコピーした閲覧謄写用の書面の提出を求められることもあります。



裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね。

非開示希望では、申出した部分の内容を相手が確認できないことで、調停では、話し合いがうまくいかないことがあります。

審判では、審判の判断をするための資料にならないことがあります。

当事者間秘匿では、申立てが認められた場合、申立書等には「代替氏名A」「代替住所A」と記載することができます。

裁判官があなたの申立てを却下した場合、不服申立て（即時抗告）ができます（別途費用等が必要です。）。

あなたの申立てを認める秘匿決定に対して、相手が取消申立てなどを行うことがあります。

非開示希望申出と当事者間秘匿制度（Q & A）

Q 1 家事事件を申し立てるにあたり、他方当事者に知られたくない情報があるのですが、どのようにしたらよいですか。

A 1 申立書、資料等を提出する際に、他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、原則として当事者において、該当箇所をマスキングするなどして、当該情報が書面に現れないようにすることが大切です。

当該部分をマスキングすることができない事情がある場合には、当事者間秘匿制度（Q 2）又は非開示希望申出（Q 6）を利用していただくこととなりますが、それぞれ要件や手数料の要否が異なり、裁判官の判断によっては認められないこともあります。

Q 2 当事者間秘匿制度とはどのようなものですか。

A 2 令和5年2月に施行された制度で、家事事件において、当事者又はその法定代理人が、他方当事者等に自らの住所等及び氏名等が知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときに、秘匿申立てを行い、要件を満たすときは秘匿決定を得ることにより、住所等又は氏名等を秘匿する制度です。具体的には、秘匿申立書と共に提出する秘匿事項届出書面（※秘匿を希望する住所等を記載した書面。）につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等の請求が制限されることとなります。

住所又は氏名につき秘匿決定がなされた場合には、当該秘匿決定

において当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項（「代替住所 A」、「代替氏名 A」）が定められ、当該手続及びその後の関連手続では、代替事項を記載すれば住所又は氏名を記載したものとみなされます。なお、その後の手続の種類によっては、再度秘匿の申立てが必要になる場合があります。

秘匿決定がなされても、秘匿事項届出書面以外の書面に記載された秘匿事項につき当然に秘匿の措置がなされるわけではありませので、秘匿事項を記載した書面を提出することのないよう留意して下さい。

Q 3 どのような事項が秘匿の対象となるのですか。

A 3 当事者又はその法定代理人の住所等及び氏名等が対象となります。

住所等とは、住所、居所及びその他通常所在する場所（職場等）を、氏名等とは、氏名その他その者を特定するに足りる事項（本籍等）をいいます。

なお、当事者の子や審判を受ける者となるべき者は秘匿の対象者となりません。

Q 4 秘匿申立ては、どのようにすればよいのですか。

A 4 秘匿申立書、秘匿事項届出書面及び疎明資料（※他方当事者等に自らの住所等又は氏名等が知られることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを疎明する資料（※例えば、①DV保護命令の決定書、②住民票上の支援措置を受けている

ことが分かる資料、③陳述書や診断書等))を提出し、申立手数料(※申立書1件につき収入印紙500円(秘匿対象者が複数いる場合を除く。))及び郵便切手(1204円(500円2枚、100円1枚、84円1枚、10円2枚))を納めていただく必要があります。

調停事件の申立書の提出と同時に秘匿申立書を提出される場合は、調停事件の申立書には秘匿事項届出書面に記載した住所又は氏名を記載せず、代替事項(「代替住所A」「代替氏名A」)を記載してもらう必要があります。また、秘匿対象者が複数いる場合には、秘匿事項届出書面は、秘匿対象者ごとに作成してください。

なお、秘匿申立てをされても、裁判官の判断によっては、申立てが認められない場合もあります。

Q 5 秘匿決定に不服がある場合どのような手段がありますか。

A 5 秘匿申立てを却下した裁判に対しては申立人が即時抗告することができます。秘匿申立てを認容した裁判に対しては即時抗告することはできません。

合意に相当する審判対象調停事件及び審判事件において秘匿決定がなされた場合、秘匿対象者以外の当事者又は利害関係参加人は、①秘匿決定の要件を欠く又は欠くに至ったとして秘匿決定の取消しの申立て、②自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとして秘匿事項届出書面の閲覧等許可申立てをすることができます。

Q 6 非開示希望申出とはどのようなものですか。

A 6 他方当事者等に対して開示されることにより社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報（住所等）を開示しないことを求める（希望する）申出の事です。非開示希望申出の対象としては、秘匿制度の対象となる当事者又はその法定代理人の氏名等や住所等に加え、診断書に記載されている病院名等の開示を希望しない情報を推知することができる事項、当事者の子や審判を受ける者となるべき者に関する情報も含まれます。

Q 7 非開示希望の申出はどのようにすればいいのですか。

A 7 非開示希望申出書に非開示希望の情報が記載されている書類を添付し提出してください。その際、非開示希望の部分をラインマーカー等で明確に表示してください。非開示希望の部分をマスキングした当該書類のコピーの提出を求められる場合もあります。ただし、非開示希望の申出をされても、裁判官の判断により認められないこともあります。

非開示希望申出に伴う、手数料及び郵便切手は不要です。

Q 8 秘匿制度と非開示希望の申出のどちらを選べばよいのですか。

A 8 秘匿制度と非開示希望の申出は、利用できる人、対象事項、要件、効果、手数料の有無等が異なりますので、それらを考慮の上で、どちらを利用するかを選択してください。